

## 共有物の分割請求 S63-07-3 <<#294>>

【問】 正誤をつけよ。

共有物の分割の請求は、原則としていつでもすることができるが、3年を超えない範囲内に限り、その分割をしない契約をすることができる。

### <<ポイント>> 共有物の分割請求

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。(民法 256 条 1 項)

### <<関連知識>> 持分権の処分

持分権は、各共有者が各自自由に処分することができる。譲渡や抵当権の設定等を自由に行うことができる。

⇒ 他の共有者の同意は不要である

【答え】 誤り